

大野市社会福祉協議会評議員選任委員会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大野市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第7条第7項の規定に基づき社会福祉法人大野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する評議員選任委員会（以下「選任委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選任委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 評議員（本会の評議員をいう。以下同じ。）の選任又は解任
- (2) 前号に掲げるもののほか、評議員の選任又は解任に関し必要なこと。

(委員の構成)

第3条 選任委員会は、次に掲げる5人の委員をもって構成する。

- (1) 本会の監事 1人
 - (2) 社会福祉に関し識見を有する者 1人
 - (3) 外部委員 3人
- 2 前項第3号の外部委員は、本会の関係者でない中立的な立場にある外部の者とする。

(委員の選任又は解任)

第4条 委員の選任又は解任は、理事会において行う。

- 2 委員が、次に掲げるいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

(委員の報酬等)

第6条 委員の報酬は、これを支給しない。ただし、費用弁償を支給することができる。

- 2 前項ただし書の費用弁償は、日額1,000円とする。

(招集)

第7条 選任委員会の会議は、理事会の決議に基づき、会長（本会の会長をいう。以下同じ。）が招集する。

- 2 選任委員会の会議を招集するには、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を示して、当該会議の日の5日前までに書面でその通知を発しなければならない。ただし、

委員の全員の同意があるときは、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第8条 選任委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、選任委員会を代表する。
- 4 委員長は、選任委員会の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推薦又は解任の提案)

第9条 評議員選任候補者の推薦又は評議員の解任の提案は、理事会の決議に基づき、会長が行う。

(評議員の選任)

第10条 選任委員会は、会長から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と本会及び本会の役員等（理事、監事及び評議員をいう。）との関係
- (4) 当該候補者の兼職の状況

(評議員の解任)

第11条 選任委員会は、会長から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けた上で審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第12条 選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。この場合において、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

(議事録)

第13条 選任委員会の会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 会議が開催された日時及び場所
 - (2) 会議に出席した委員の氏名
 - (3) 会議の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の顛末として必要な事項
- 3 議長は、議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、選任委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別

に定める。

附 則

この規程は、選任委員会の設置に係る定款変更の大野市長の認可の日〔平成29年1月6日〕から施行する。